

副本

令和5年（行ウ）第2号 B S L 4施設指定差止め等請求事件

原告 山田一俊 ほか1名

被告 国

第 4 準 備 書 面

令和6年12月27日

長崎地方裁判所民事部合議B係 御中

被告指定代理人

井 垣 成 一 代

渡 邊 俊 幸 代

村 上 有 希 代

比 嘉 友 美 代

佐 伯 和 子 代

尾 崎 亜 希 子 代

本 山 健 太 代

小 林 穂 乃 香 代

藤 本 洋 行 代

横 田 栄 一 代

深	野	竹	志		代
青	野	恵	里子		代
杉	本	昌	生		代
荒	川	ま	い子		代
品	川	拓	海		代
荒	田	英	治		代
手	塚	菜	緒		代
竹	田	あ	ずさ		代
三	田	莉	加		代

第1	はじめに	4
第2	原告らに本件差止めの訴えの原告適格は認められないこと	4
1	処分の名宛人以外の第三者の原告適格の判断枠組み	4
2	本件各指定処分の根拠法令等	5
3	本件各指定処分の根拠規定が、原告らが主張するような本件施設（一種病原体等取扱施設）の周辺住民の生命、身体安全等を個々人の個別的利益として保護する趣旨を含んでいるとは解されないこと	19
第3	原告らの主張に対する反論	28
1	原告らの主張	28
2	被告の反論	28
第4	結語	31

第1 はじめに

原告らは、本件各指定処分に係る感染症法の根拠規定が、本件施設（特定一種病原体等を取り扱う施設（以下「一種病原体等取扱施設」という。）」の周辺住民である原告らの生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含んでおり、本件各指定処分により、このような原告らの個別的利益が侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあるから、原告らは主位的請求に係る訴え（以下「本件差止めの訴え」という。）について原告適格を有すると主張する（訴状第2章第1の1・4及び5ページ、原告ら第3準備書面等）。

しかし、原告らが本件差止めの訴えにおいて差止めを求める本件各指定処分は、いずれも、その根拠規定に照らし、原告らが主張するような本件施設（一種病原体等取扱施設）の周辺住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益として保護する趣旨を含んでいるとは解されず、原告らに本件差止めの訴えの原告適格が認められる余地はない。

以下、原告らに本件差止めの訴えの原告適格を認める余地がないことを述べた（後記第2）上で、原告らの主張に対して、必要と認める範囲で反論する（後記第3）。

なお、略語等は、本準備書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第2 原告らに本件差止めの訴えの原告適格は認められないこと

1 処分の名宛人以外の第三者の原告適格の判断枠組み

本件訴えのうち主位的請求に係る訴えは、いずれも差止めの訴え（行訴法3条7項、37条の4）であるから、行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき「法律上の利益を有する者」に限り、提起することができる（同法37条の4第3項）。

ここにいう「法律上の利益を有する者」とは、取消訴訟の原告適格について規定する行訴法9条1項の「法律上の利益を有する者」と同義に解され、当該

処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の差止めの訴えにおける原告適格を有するものというべきである。

そして、処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきものである。(以上につき、行訴法37条の4第4項が準用する9条2項参照。最高裁判平成17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645ページ等参照)

2 本件各指定処分の根拠法令等

(1) 本件各指定処分の根拠規定

本件各指定処分のうち、本件施設について特定一種病原体等の所持施設としての指定をする処分（施設に係る本件指定処分）の根拠規定は、感染症法56条の3第1項1号であり、また、長崎大学について特定一種病原体等所持者としての指定をする処分（所持者に係る本件指定処分）の根拠規定は、同条2項である。

(2) 平成18年法律第106号による改正により特定病原体等に係る規制が設

けられた趣旨

被告第1準備書面第2の1(2)(8及び9ページ)で述べたとおり、本件各指定処分の根拠規定(感染症法56条の3第1項1号、同条2項)を含め、特定病原体等に係る規制について規定する感染症法第11章は、平成18年法律第106号による改正(以下「平成18年改正」という。)により追加されたものである。

そこで、平成18年改正により感染症法第11章が設けられた趣旨についてみると、その趣旨は、生物テロや事故等による人為的感染に対処できるための感染症対策の強化を図ることとしたものである。すなわち、生物テロを含めたテロ対策については、国際的な対応の必要があることから、諸外国で連携して行われているところ、国内においても、病原体等をテロ行為に使用する生物テロの未然防止対策が重要な課題となっていた。そこで、病原体等については、国内において必要な管理体制が、この当時、確立しておらず、生物テロとして使用される危険性が高いことから、感染症法において、病原体等管理の必要性、国際的動向、生物テロ等に用いられる危険度等を総合的に勘案し、厚生科学審議会感染症分科会での専門家の意見を踏まえ、特定の病原体等を一種病原体等から四種病原体等までに4分類し、所持、輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を講ずることにより、感染症の発生及びまん延を防止するバイオセーフティ(実験室等における病原体等の安全取扱いの確保)及びバイオセキュリティ(実験室等を含み、病原体等の管理、悪意又は無意識のトラブルを防ぐ方策の強化)を確立し、もって生物テロや事故等による人為的感染に対処できるための感染症対策の強化を図ることとされたものである。(以上につき、乙第20号証11、12、419及び420ページ)

(3) 特定一種病原体等の指定について

ア 次に、本件各指定処分によって所持することが認められる特定一種病原

体等の性質についてみると、被告第1準備書面第2の1(4)(1.1ないし1.4ページ)で述べたとおり、感染症法は、原則として一種病原体等(**病原体等**)の所持を禁止している(同法56条の3第1項柱書き本文)が、国又は独立行政法人その他の政令で定める法人であって特定一種病原体等(試験研究が必要な一種病原体等として政令で定めるもの)の種類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できるものとして厚生労働大臣が指定した者(同条2項)が、特定一種病原体等を、厚生労働大臣が指定する施設における試験研究のために所持する場合は、当該特定一種病原体等を所持することを認めている(同条1項1号)。

ここにいう特定一種病原体等の具体的な内容については、感染症法施行令15条1号ないし4号において定められているが、いずれのウイルスへの感染による感染症も、我が国の感染症研究の最高峰たる国立感染症研究所が明らかにしているとおり、空気感染や飛沫感染によつては感染しない感染症であつて(乙第11号証1ページ、乙第21号証の1ないし4)、法令は、空気感染や飛沫感染によつては感染しない感染症に係るウイルスに限って特定一種病原体等として指定している。

イ 感染症法施行令15条によつて特定一種病原体等に指定されているものが、いずれも空気感染や飛沫感染を起こさないものであることは、前記アのとおりであるが、具体的には、以下のウイルスが指定されており、これ

1 一種病原体等とは、感染症法6条22項各号(令和4年法律第96号による改正前は感染症法6条20項各号)に列挙される病原体等であり、これらは、いずれもヒトからヒトに感染し国民の生命及び健康に極めて重大な影響を与えるおそれがあるものである(被告第1準備書面第2の1(3)イ(7)・10ページ)。

によって罹患する疾患は、以下のとおりである。

- (7) アレナウイルス属ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス及びラッサウイルス（感染症法施行令15条1号）

ラッサウイルスへの感染により罹患する疾患はラッサ熱であり、ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス及びマチュポウイルスへの感染により罹患する疾患は南米出血熱と総称される（乙第22号証462ないし465ページ）。

- (4) エボラウイルス属アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス及びレストンエボラウイルス（感染症法施行令15条2号）

エボラウイルスへの感染により罹患する疾患はエボラ出血熱である（乙第22号証466ないし469ページ）。

- (6) ナイロウイルス属クリミア・コンゴヘモラジックフィーバーウイルス（別名クリミア・コンゴ出血熱ウイルス）（感染症法施行令15条3号）

クリミア・コンゴ出血熱ウイルスへの感染により罹患する疾患はクリミア・コンゴ出血熱である（乙第22号証470、471、473及び474ページ）。

- (エ) マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス（感染症法施行令15条4号）

マールブルグウイルスへの感染により罹患する疾患はマールブルグウイルス病（マールブルグ病、マールブルグ出血熱）である（乙第22号証466ないし469ページ）。

ウ 特定一種病原体等ごとの形状、感染経路、宿主~~等~~等は、以下のとおりである。

(ア) アレナウイルス属ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス及びラッサウイルス（感染症法施行令15条1号）

アレナウイルスは、直径50ないし300ナノメートル（平均120ナノメートル）の球形又は多形性のウイルスである。アレナウイルスに感染した宿主（げっ歯類）は、尿や唾液などの分泌液に持続的にウイルスを排泄する。ヒトは、宿主が排泄した分泌液との接触などによって感染する。これらのウイルスがヒトからヒトへ感染し得るのは、急性期感染患者の血液や体液、分泌液に存在するウイルスが、注射器の使い回しや血液又は体液の接触を伴うような濃厚な接触による場合に限られる。

ラッサウイルスの宿主であるげっ歯類はアフリカ大陸に、ガナリトウイルス、チャパレウイルス、フニンウイルス及びマチュポウイルスの宿主であるげっ歯類は南米大陸にそれぞれ生息しており、いずれも日本には生息していない。また、サビアウイルスについても、サビアウイルスを原因ウイルスとするブラジル出血熱の症例発生地はブラジル周辺の中南米に限られており、他のアレナウイルス属のウイルスの宿主がいずれも症例発生地の固有種であるげっ歯類であることから、サビアウイルスの宿主はブラジル周辺にのみ生息する固有種であるげっ歯類と考えられている。

~~等~~ 宿主とは、自然界で、そのウイルスに感染し得て、かつ、感染し続ける動物のことをいう（被告第3準備書面第2の2(1)ウ(ウ)・6ページ）。自然宿主も同義である。

(以上につき、乙第21号証の1、乙第22号証462ないし465ページ、乙第23号証の1及び2、乙第24号証の1及び2、乙第25号証の1及び2、乙第26号証の1及び2、乙第27号証の1及び2参照)

- (イ) エボラウイルス属アイボリーコレストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス及びレストンエボラウイルス (感染症法施行令15条2号)

エボラウイルスは、フィロウイルス科に属する。エボラウイルスは、糸状、U状、環状の形態を呈し、多形性であり、糸状形態のウイルスの長さは1万4000ナノメートルに達する場合がある。エボラウイルスのヒトへの感染経路の主なものは、感染組織（感染動物や患者の血液、臓器）との直接接触である。精液にもウイルスが感染後比較的長く存在することが確認されているため、性行為を介しても感染する場合があると考えられている。

エボラウイルスの宿主とされているオオコウモリは、アフリカ大陸、南アジア、東南アジア及びオセアニアに生息しており、日本には生息していない。

(以上につき、乙第11号証13ページ、乙第12号証、乙第13号証1ページ、乙第17号証、乙第21号証の2、乙第22号証466ないし469ページ、乙第28号証の1及び2、乙第29号証の1及び2参照)

- (ウ) ナイロウイルス属クリミア・コンゴヘモラジックフィーバーウイルス (別名クリミア・コンゴ出血熱ウイルス) (感染症法施行令15条3号)

クリミア・コンゴ出血熱ウイルスは、ブニヤウイルス目に属する。ブニヤウイルスは、環状構造をとり、ウイルスの直径は80ないし120ナノメートルである。ヒトへの感染経路はマダニによる吸血及び感染し

た家畜や動物の血液や臓器との接触である。また、患者の血液、排泄物などを介した院内感染も報告されている。

クリミア・コンゴ出血熱ウイルスを媒介することが判明しているマダニの種類はハイアローマ属であり、これは、アフリカ大陸及びユーラシア大陸に生息しているが、日本には生息していない。

(以上につき、乙第21号証の3、乙第22号証470ないし474ページ、乙第30号証の1及び2、乙第31号証の1及び2)

(エ) マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス (感染症法施行令15条4号)

マールブルグウイルスは、フィロウイルス科に属する。マールブルグウイルスは、糸状、U状、環状の形態を呈し、多形性であり、糸状形態のウイルスの長さは1万4000ナノメートルに達する場合がある。ヒトは、主として感染組織 (感染動物や患者の血液、臓器など) との直接接触によりマールブルグウイルスに感染する。性行為を介して感染する場合も確認されている。

マールブルグウイルスの宿主とされているオオコウモリは、前記(イ)のとおり、日本には生息していない。

(以上につき、乙第12号証、乙第13号証1ページ、乙第17号証、乙第21号証の4、乙第22号証466、468及び469ページ、乙第32号証の1及び2参照)

(4) 特定一種病原体等の所持に係る管理規制 (主体の限定) について (被告第1準備書面第2の1(4)イ・12及び13ページ)

感染症法は、前記(3)アのとおり、原則として一種病原体等の所持を禁止しているが (同法56条の3第1項柱書き本文)、特定一種病原体等所持者、すなわち国又は独立行政法人その他の政令で定める法人であって特定一種病原体等の種類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できるものとして厚

生労働大臣が指定した者（同条2項）が、特定一種病原体等を厚生労働大臣が指定する施設における試験研究のために所持する場合（同条1項1号）には、例外的に特定一種病原体等を所持することを認めている。

上記のとおり、感染症法56条の3は、一種病原体等の所持の禁止に関して規定しているところ、一種病原体等については、その引き起こす感染症（疾病）が、ヒトからヒトに感染して流行するおそれがあり、かつ、当該感染症にかかった場合の病状の程度についても重篤で治療法が確立していないため、国民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。また、他の化学物質、放射性物質とは異なり、入手、携帯、輸送、製造（培養）が安価で容易であり、国際的にも生物テロに使用される危険性が強く指摘されていることから、未然の防止が特に必要である。このような理由から、国民の生命、身体を保護し、公衆衛生を確保する上で、一種病原体等は、危険性が高い性質のものとして、原則として、所持、輸入、譲渡し又は譲受けが厳しく禁止されているが、法令上、特定一種病原体等は、前記(3)のとおり、いずれも空気感染や飛沫感染しないもののみが指定されている。

そして、上記のとおり、特定一種病原体等所持者は、国又は独立行政法人その他の政令で定める法人であって特定一種病原体等の種類ごとに当該一種病原体等を適切に所持できるものとして厚生労働大臣が指定する者であり、厚生労働大臣が広範な専門的技術的裁量に基づき指定することとなる（感染症法56条の3第2項）。これは、近隣国で感染症が発生するなどの場合を踏まえて、一種病原体等の所持、輸入、譲渡し又は譲受けを行う場合を検討するに当たっては、一種病原体等の性質、危険性に鑑み、①一種病原体等を巡る国際情勢、犯罪情勢、感染症の国内の情勢等を勘案し、国の安全、治安の維持、テロ対策の観点も参酌して、国が政策的に使用等の要否、適否を判断する必要があること、②一種病原体等の所持を認めるに当たっては、一律の基準を設けることはなじまず、当該患者の発生時の対応や、生物テロ対策

等のための研究のための使用等の必要性、緊急性、公益性と一種病原体等の危険性を比較考量して、所持を認めるべき特段の積極的理由が認められる場合に限られるべきであること等の理由から、行為者側の申請に基づき一定の許可要件を満たした場合にその行為を許容することとする許可制度とするのではなく、政策的に国内での試験研究等を認めると判断される場合に、政令で指定した種類の一種病原体等（特定一種病原体等）のみの所持の禁止を解除する警察規制としての指定制度とすることが適当であると考えられたからである。

（以上につき、乙第20号証422及び423ページ）

- (5) 特定一種病原体等所持者の義務等について（被告第1準備書面第2の1(4)イ・13及び14ページ）

特定一種病原体等所持者は、感染症発生予防規程の作成等（感染症法56条の18）、病原体等取扱主任者の選任等（同法56条の19）、一種病原体等取扱施設に立ち入る者に対する教育訓練（同法56条の21）、特定一種病原体等の管理に係る帳簿の記帳、保存（同法56条の23）などの義務を負う。

このうち、感染症法56条の18第1項は、特定一種病原体等所持者は、当該病原体等による感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病原体等の所持を開始する前に、感染症発生予防規程を作成し、厚生労働大臣に届け出なければならないと規定するところ、同省令は、感染症発生予防規程において、病原体等取扱主任者その他の病原体等の取扱い及び管理に従事する者に関する職務並びに組織に関すること（感染症法施行規則31条の2.1第1項1号）、病原体等の取

扱いに従事する者であって、管理区域^{（注）}に立ち入るものの制限に関すること（同項2号）、管理区域の設定並びに管理区域の内部において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために講ずる措置に関すること（同項3号）、病原体等による感染症の発生を予防し、並びにそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練に関すること（同項7号）、病原体等に暴露した者又は暴露したおそれのある者に対する保健上の必要な措置に関すること（同項8号）、病原体等の盗取、所在不明その他の事故が生じたときの措置に関すること（同項11号）、災害時の応急措置に関すること（同項12号）といった事項について定めることを求めている。

- (6) 一種病原体等取扱施設の基準について（被告第1準備書面第2の1(4)エ、14ページ）

感染症法56条の24は、特定一種病原体等所持者は、特定一種病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設（一種病原体等取扱施設）の位置、構造及び設備を厚生労働省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないと規定する。そのため、この技術上の基準に適合しない施設については、一種病原体等取扱施設として厚生労働大臣の指定（同法56条の3第1項1号）を受けることができない。

上記の一種病原体等取扱施設に係る技術上の基準については、感染症法施行規則31条の27に定められている。具体的には、一種病原体等取扱施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けること（同条1号）、当該施設が建築基準法2条1号に規定する建築物又は同条4号に規定する居室である場合には、その主要構造部等（同条5号に規定する主要構造部並びに当

^{（注）} 管理区域とは、特定病原体等を取り扱う事業所において特定病原体等の安全な管理が必要な区域をいう（感染症法施行規則31条の2第4号）。

該施設を区画する壁及び柱)を耐火構造(同条7号に規定する耐火構造)とし、又は不燃材料(同条9号に規定する不燃材料)で造ること(感染症法施行規則31条の27第2号)、当該施設は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準(平成6年建設省告示第2379号)に従い、又は当該基準の例により、地震に対する安全性の確保が図られていること(同条3号)、排気設備は、実験室からの排気が、2以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること(同条6号ト(3))、排水設備は、実験室からの特定一種病原体等に汚染された排水の排出が、高圧蒸気滅菌装置及び化学滅菌装置を通じてなされる構造であること(同条ト(6))、動物に対して特定一種病原体等の使用をした場合には、飼育設備は、実験室の内部に設けること(同条リ)、事業所の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること(同条10号)などが定められている。

(7) 特定一種病原体等の保管等の基準について

ア 感染症法56条の25は、特定一種病原体等所持者は、特定一種病原体等の保管、使用、運搬又は滅菌等をする場合においては、厚生労働省令で定める技術上の基準に従って特定一種病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じなければならないと規定する。

このうち、特定一種病原体等の保管、使用及び滅菌等をする場合の技術上の基準については、感染症法施行規則31条の31に定められている。具体的には、まず、特定一種病原体等の保管については、密封できる容器に入れ、かつ、保管庫において行うこと(同条1項1号)、保管庫は、特定一種病原体等の保管中確実に施錠する等、特定一種病原体等をみだりに持ち出すことができないようにするための措置を講ずること(同条2号)などが定められている。また、特定一種病原体等の使用については、特定

一種病原体等の使用は、実験室の内部に備えられた高度安全キャビネットにおいて行うが、ただし、防護服を着用する場合には、安全キャビネットにおいて行うこと（同条2項1号）、動物に対して特定一種病原体等の使用をした場合には、当該動物を実験室からみだりに持ち出さないこと（同項7号）、飼育設備には、当該動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること（同項8号）、実験室の出入口には、厚生労働大臣が定める標識を付すること（同項9号）、管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、病原体等業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体等業務従事者の指示に従わせること（同項10号）などが定められている。さらに、特定一種病原体等の滅菌等については、摂氏121度以上で15分以上若しくはこれと同等以上の効果を有する条件で高圧蒸気滅菌する方法又はこれと同等以上の効果を有する方法で滅菌等を行うこと（同条3項1号）などが定められている。

イ そして、一種病原体等取扱施設における特定一種病原体等の具体的な取扱方法についてみると、同施設においては、ウイルスである特定一種病原体等は、保管庫の中で保管された培地と呼ばれる液体の中に存在し、粉末状や霧状（エアロゾル）では存在しない。

そのため、仮に、地震等の災害によって一種病原体等取扱施設が損壊するなどし、また、特定一種病原体の保管について講じていた措置等が一切機能せずに、上記液体が上記施設外に漏出する事態が生じたと仮定しても、特定一種病原体等が広がる範囲は、上記液体が漏出して付着した範囲に限られ、これを超えて特定一種病原体等が広がることはない。その上、ウイルスである特定一種病原体等は、熱、日光、紫外線等に弱く、外気中では短時間で死滅することに照らせば、たとえ上記液体が一種病原体等取扱施設の屋外にさらされることとなったとしても、その中に含まれている特定一種病原体等は短時間で死滅する。

また、前記(3)ウのとおり、特定一種病原体等の宿主及びこれを媒介する昆虫(限られた種類のマダニ)は、いずれも日本に生息していないため、これらを介してヒトが特定一種病原体等に感染することもない。

なお、一種病原体等取扱施設においては、動物実験が行われることもあるが、特定一種病原体等に感染した動物は、通常、感染したウイルスの影響によって活動性が低下していることから、仮に、地震等の災害によって一種病原体等取扱施設が損壊し、かつ、実験動物が保管されているグローブボックスも破損するなどして、特定一種病原体等に感染した実験動物が、同ボックスから出て、更に一種病原体等取扱施設の外に出られる状態になったとしても、当該実験動物が、上記施設の外やその敷地の外にまで逃走することは通常困難である。その上、実験動物からの感染は、ヒトが積極的に実験動物に触れるなどして、相当密に接触しない限り、起こり得ないことをも併せ考慮すれば、上記のような実験動物が一種病原体等取扱施設の外、更にはその敷地の外にまで逃走し、ヒトが同動物に積極的に触れるなどして特定一種病原体等に感染するなどということはおよそ考え難い。

(以上につき、乙第11号証1、6、10、12及び13ページ、被告第3準備書面第2の2(1)イ(7)及び(イ)・3及び4ページ)

(8) 事故時及び災害時の対応について

ア 事故時の対応について(感染症法56条の28)

感染症法56条の28は、特定一種病原体等所持者を含む特定病原体等所持者~~等~~は、その所持する特定病原体等について盗取、所在不明その他

~~等~~ 特定病原体等所持者とは、特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者並びにこれらの者から運搬を委託された者、三種病原体等所持者並びに四種病原体等所持者をいう(感染症法56条の25)。

の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならないと規定する。ここにいう「事故」とは、特定病原体等の盗取、所在不明等により緊急の対応が必要な場合をいい、盗取の予告又はその未遂行為等が認められたときも含むが、実験室内での針刺し等による特定される者への病原体等の暴露等は範囲に含まれない（乙第14号証4ページ、乙第15号証5ページ）。

感染症法においては、就業制限、入院措置、消毒措置等といった公衆衛生上の措置が規定されているが、これらの措置だけでは、特定病原体等の盗取、所在不明その他の事故が生じたときには、その対応が不十分であり、仮に特定病原体等が犯罪に使用されること等によって人為的に感染症が発生し、まん延した場合には、公衆衛生上の措置に加えて、被害発生時の措置等を適切に講じる必要がある。そこで、感染症法56条の28は、特定病原体等所持者について、その所持する特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならないこととすることによって、当該事故に係る特定病原体等による被害発生時の措置等速やかにその対応策が講じられるようにするために設けられたものである。（以上につき、乙第20号証464及び465ページ）

イ 災害時の対応について（感染症法56条の29）

また、感染症法56条の29第1項は、特定病原体等所持者は、その所持する特定病原体等に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合においては、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならないと規定する。ここにいう「災害」とは、災害対策基本法2条1号に規定する災害（豪雨、洪水、地震、津波等）のほ

か、火災、交通事故、外国による武力攻撃事態やいわゆるテロ行為によるものなどであって、特定病原体等取扱施設又は運搬において特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合をいう（乙第14号証5ページ、乙第15号証6ページ）。

そして、感染症法56条の29第1項の規定により講じなければならない災害時の応急措置の具体的な内容については、感染症法施行規則31条の38第1項に定められている。具体的には、特定病原体等取扱施設又は特定病原体等が容器に収容されているもの（以下「病原性輸送物」という。）に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は消防法24条の規定により市町村長の指定した場所に通報すること（感染症法施行規則31条の38第1項1号）、特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、特定病原体等取扱施設の内部にいる者、病原性輸送物の運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告すること（同項2号）、必要に応じて特定病原体等を安全な場所に移すとともに、特定病原体等がある場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入らないための措置を講ずるよう努めること（同項3号）などが定められている。

3 本件各指定処分の根拠規定が、原告らが主張するような本件施設（一種病原体等取扱施設）の周辺住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益として保護する趣旨を含んでいるとは解されないこと

(1) 本件各指定処分の根拠規定は、感染症法56条の3第1項1号及び同条2項であるところ（前記2(1)）、同法は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、

及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図るという一般的公益の保護を目的としており（同法1条）、平成18年改正により特定病原体等に係る規制について定める感染症法第11章が設けられた目的も、飽くまで、感染症の発生及びそのまん延を防止するバイオセーフティ及びバイオセキュリティを確立し、もって生物テロや事故等による人為的感染に対処できるための感染症対策の強化を図るという一般的公益の保護に資することにある（前記2(2)）。

そして、感染症法が、一種病原体等の所持等を原則として禁止し、特定一種病原体等所持者を、国又は独立行政法人その他の政令で定める法人であって特定一種病原体等の種類ごとに当該一種病原体等を適切に所持できるものとして厚生労働大臣が指定した者（特定一種病原体等所持者）に限定しているのは、国民の生命、身体を保護し、公衆衛生を確保する上で、特定一種病原体等の性質、危険性に鑑み、一種病原体等を巡る国際情勢、犯罪情勢、感染症の国内の情勢等を勘案し、国の安全、治安の維持、テロ対策の観点も参酌して、国が政策的に使用等の要否、適否を判断する必要があること、一種病原体等の所持を認めるに当たっては、一律の基準を設けることはなじまず、当該患者の発生時の対応や、生物テロ対策等のための研究のための使用等の必要性、緊急性、公益性と一種病原体等の危険性を比較考量して、特段の積極的理由が認められる場合に限られるべきであること等といった理由によるものである。つまり、感染症法が、特定一種病原体等の所持について極めて限定的な場合にのみ認めているのは、生物テロや事故等による人為的感染を防止することによって、国民の生命、身体を保護し、公衆衛生を確保するという公益的見地によるものであり、一種病原体等取扱施設の周辺に居住する者の生命、身体の安全等を個別的利益として保護する趣旨を含んでいるものとは解されないのである（前記2(4)）。

(2) このことは、特定一種病原体等所持者の義務等、一種病原体等取扱施設の

基準、特定一種病原体等の保管等の基準並びに特定一種病原体等所持者による事故時及び災害時の対応について定めた法令の規定内容からしても明らかである。

すなわち、まず、特定一種病原体等所持者は、感染症発生予防規程の作成等（感染症法56条の18）を義務付けられているところ、同条を受けて定められた感染症法施行規則31条の21は、感染症発生予防規程で定めるべき事項として、特定一種病原体等の取扱い及び管理に従事する者に関することや管理区域内における病原体等の保管等に関することなどの定めを置くことは求めているが、一種病原体等取扱施設の周辺住民を対象とする措置に関する定めを置くことは求めている（前記2(5)）。

次に、特定病原体等取扱施設の基準についての規定である感染症法56条の24を受けて定められた感染症法施行規則31条の27は、一種病原体等取扱施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準を定めており、同条1号ないし3号は、一種病原体等取扱施設の設置場所や耐火、耐震に係る基準について規定しているが、前記2(3)のとおり、感染症法施行令15条によって定められている特定一種病原体等は空気感染や飛沫感染するものでない上、前記2(7)イのとおり、地震等の災害によって一種病原体等取扱施設が損壊するなどし、また、特定一種病原体等の保管について講じた措置等が一切機能せずに、特定一種病原体等を含む液体が上記施設の外に漏出する事態が生じたり、特定一種病原体等を使用した実験動物が上記施設の外に出られる状態になったりしたとしても、上記液体に含まれている特定一種病原体等の広がる範囲は、当該液体が漏出して付着した範囲に限られ、これを超えて当該特定一種病原体等が広がることはないことや、ウイルスである特定一種病原体等は、熱、日光、紫外線等に弱く、外気中では短時間で死滅し、たとえ上記液体が上記施設の外にさらされることとなったとしても、上記液体に含まれている特定一種病原体等は短時間で死滅すること、日本には特定一種

病原体等の宿主となる動物は生息していないため、ヒトは、漏出した特定一種病原体等が存在する液体に直接接触さえしなければ、当該特定一種病原体等に感染する危険性はないこと、特定一種病原体等を使用した実験動物については、通常、活動性が低下していると考えられ、そもそも上記施設の外、更にはその敷地の外に逃走することが可能であるかは疑わしいし、当該実験動物が上記施設の敷地の外に逃走する事態が生じたとしても、ヒトは、当該動物を積極的に触ろうとするなどしなければ、当該特定一種病原体等に感染することは考え難いことなどに照らすと、上記施設の周辺住民が上記施設で取り扱われる特定一種病原体等に感染する危険性は極めて低い。むしろ、前記2(2)のとおり、感染症法第11章が生物テロ等による人為的感染を防止するための公益的見地から設けられたものであり、一種病原体等取扱施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準を定めている感染症法施行規則31条の27も、特定一種病原体等については、その引き起こす感染症(疾病)が国民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある上、他の化学物質、放射性物質とは異なり、入手、携帯、輸送、製造(培養)が安価で容易であり、国際的にも生物テロに使用される危険性が強く指摘されていることから、未然の防止が特に必要であり、このような理由から、特定一種病原体等を取り扱う者の生命、身体を保護するとともに、生物テロや事故等による人為的感染を防止し、もって、国民の生命、身体を保護し、公衆衛生を確保するという公益的見地から設けられたものであることを踏まえれば、同条の上記各規定は、地震等の災害によって一種病原体等取扱施設や特定一種病原体等の保管庫が損壊するなどして、上記施設内にいる者が漏出した特定一種病原体等や特定一種病原体等を使用した実験動物に接触して感染することや、上記施設内に保管された特定一種病原体等が持ち出されることを防ぐことを目的とするものと解するのが相当である。また、感染症法施行規則31条の27第6号ト(3)及び(6)等は、排気及び排水について規定しているが、上記のよ

うな感染症法第11章の趣旨や特定一種病原体等の性質等の事情を踏まえれば、これらの規定も、一種病原体等取扱施設において特定一種病原体等を使用した実験等を実施した際に、当該特定一種病原体等が、上記施設内の実験室外部に漏出しないために設けられたものであり、上記施設内部又はその直近にいる者の感染を防ぐことを目的とするものと解するのが相当である。つまり、一種病原体等取扱施設の基準に係る感染症法及び感染症法施行規則の各規定について、一種病原体等取扱施設の周辺に居住する者が特定一種病原体等に感染するのを防ぐことを目的として設けられたものとは解されないものである。(以上につき、前記2(6))

また、特定病原体等所持者の特定病原体等の保管等の基準についての規定である感染症法56条の25を受けて定められた感染症法施行規則31条の31は、特定一種病原体等の保管、使用及び滅菌等をする場合の技術上の基準について規定しているが、上記のような感染症法第11章の趣旨や特定一種病原体等の性質等の事情を踏まえれば、これらの規定も、一種病原体等取扱施設において特定一種病原体等を保管した際や特定一種病原体等を使用した実験等を実施した際に、当該特定一種病原体等が上記施設の外に持ち出されることや、上記施設の内部又はその直近にいる者が、当該特定一種病原体等そのものや当該特定一種病原体等を使用した実験動物と直接接触するなどして当該特定一種病原体等に感染することを防ぐことを目的とするものと解するのが相当であり、特定一種病原体等の保管等の基準に係る感染症法及び感染症法施行規則の各規定について、一種病原体等取扱施設の周辺に居住する者が特定一種病原体等に感染するのを防ぐことを目的として設けられたものとは解されない(前記2(7))。

さらに、特定病原体等所持者は、その所持する特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出る義務を負う(感染症法56条の28)が、これは、特定病

原体等所持者に対し、特定病原体等の盗取、所在不明その他の事故が生じたときに、遅滞なく警察官等に届け出る義務を課すことで、所要の警察活動を通じて当該特定病原体等が犯罪に使用されること等を阻止することを目的とするものであり、専ら人為的な感染症の発生の防止及びそのまん延の防止という一般的公益の保護を目的とするものである。また、特定病原体等所持者は、その所持する特定病原体等に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、当該特定病原体等による感染病が発生し、若しくはまん延した場合又は当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合においては、直ちに応急措置を講じる義務を負うところ（感染症法56条の29）、その具体的な内容を定める感染症法施行規則31条の38第1項は、2号において、「特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、特定病原体等取扱施設の内部にいる者、病原性輸送物の運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告すること」を講じなければならないと規定するが、その文言及び感染症法施行令15条が定める特定一種病原体等が空気感染や飛沫感染をしないという特定一種病原体等の性質等を踏まえれば、上記の「これらの付近にいる者」とは、一種病原体等取扱施設の「内部にいる者」又は病原性輸送物の「運搬に従事する者」に準じ、特定一種病原体等に直接接触し得るほど特定一種病原体等が存在する場所から至近にいる者をいうのであって、一種病原体等取扱施設の周辺に居住する者まで対象とするものではない。また、感染症法施行規則31条の38第1項3号は、災害時の応急措置として、必要に応じて特定一種病原体等を安全な場所に移すとともに、特定一種病原体等がある場所の周囲に、関係者以外の者が立ち入らないための措置を講ずるよう努めることを求めるが、これは、上記のような特定一種病原体等の性質を踏まえ、関係者以外の者が特定一種病原体等に直接接触しないための措置を講ずることを求めるものと解するのが相当であり、この規定も、

結局のところ、特定一種病原体等に直接接触し得るほど当該特定一種病原体等が存在する場所から至近にいる者を保護する趣旨であって、一般病原体等取扱施設の周辺に居住する者を保護する趣旨まで含まないことは明らかである。(以上につき、前記2(8))

以上に加え、特定一種病原体等所持者の指定や一種病原体等取扱施設の指定のための手続において、当該施設の周辺住民が関与することを求める手続規定もないことなどを併せ考慮すると、本件各指定処分の根拠規定は、本件各指定処分を通じて特定一種病原体等所持者が一種病原体等取扱施設において特定一種病原体等を所持することに伴う事故や災害から同施設の周辺に居住する者の生命、身体の安全等を保護する趣旨まで含んでいるとは解されない。

- (3) さらに、特定一種病原体等の性質等に照らせば、一種病原体等取扱施設の周辺住民が、特定一種病原体等に感染するという被害を受ける可能性は極めて低い。

すなわち、一種病原体等取扱施設においては、ウイルスである特定一種病原体等は基本的に保管庫の中で保管された液体の中に存在するところ、仮に、地震等の災害によって一種病原体等取扱施設や特定一種病原体等の保管庫が損壊するなどして、特定一種病原体等が存在する液体が上記施設外に漏出したとしても、特定一種病原体等は、空気感染や飛沫感染をしない上、ウイルスである特定一種病原体等は熱・日光・紫外線等に弱く、外気中では短時間で死滅し、また、日本には特定一種病原体等の宿主となる動物は生息していないため、ヒトは、漏出した特定一種病原体等が存在する液体に直接接触さえしなければ、当該特定一種病原体等に感染する危険性はない。

また、特定一種病原体等を使用した実験動物については、通常、活動性が低下していると考えられるから、仮に、地震等の災害によって一種病原体等取扱施設が損壊するなどして、当該実験動物が同施設の外に出られる状態に

なったとしても、当該実験動物がそもそも同施設の外、更にはその敷地の外に逃走することが可能であるかは疑わしい。加えて、特定一種病原体等を使用した実験動物が一種病原体等取扱施設の敷地の外に逃走する事態が生じたとしても、当該動物を積極的に触ろうとするなどしなければ、一種病原体等取扱施設の周辺住民が直接的に特定一種病原体等に感染することは考え難い。(以上につき、前記2(3)及び同(7)イ)

以上によれば、仮に、地震等の災害によって一種病原体等取扱施設が損壊するなどして、特定一種病原体等が上記施設外に漏出したり、特定一種病原体等を使用した実験動物が上記施設外に出られる状態になったりしたとしても、上記施設の周辺住民が特定一種病原体等に感染するという被害を受けるおそれは極めて低い。

- (4) 以上のとおり、本件各指定処分の根拠となる法令の規定の文言のほか、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮しても、本件各指定処分の根拠規定が、原告らが主張するような本件施設（一種病原体等取扱施設）の周辺住民の生命、身体、安全等を個々人の個別的利益として保護する趣旨を含んでいるとは解されない。

したがって、原告らに本件差止めの訴えの原告適格が認められる余地はない。

なお、念のため付言するに、感染症の予防についての基本指針等について定める感染症法9条及び同法10条や、平成18年改正に伴う附帯決議は、以下のとおり、本件各指定処分の根拠規定について、一種病原体等取扱施設の周辺に居住する者の生命、身体、安全等を個々人の個別的利益として保護する趣旨を含むことをうかがわせるものではない。

ア 感染症法9条は、1項において「厚生労働大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(括弧内略)を定めなければならない。」

と規定し、同法10条は、1項において「都道府県は、基本指針に即して、

感染症の予防のための施策の実施に関する計画（括弧内略）を定めなければならない。」と規定する。これらの規定を受けて、厚生労働大臣は、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。乙第33号証）を定め、長崎県は、「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（長崎県感染症予防計画）」（以下「長崎県予防計画」という。乙第34号証）を定めている。

もっとも、基本指針及び長崎県予防計画には、特定病原体等取扱施設の周辺住民への影響に関する記載や、これらの者に対する警告、避難等に関する定めは一切なく、飽くまでも、基本指針に、事故、災害等が発生した場合の関係施設への立入り等、特定病原体等取扱施設との関係の記載があるのみであって（基本指針第十七の三の3）、周辺住民についての記載はなく、感染症法9条及び10条をもって、本件各指定処分に係る同法の規定が特定病原体等取扱施設の周辺住民の個別的利益を保護する趣旨を含むと解することはできない。

イ また、平成18年改正に伴う附帯決議では、「病原体等の所持等に関する情報の管理については、厳重な管理システムの構築、取扱基準の策定及び遵守を徹底することにより、万が一にも漏出することがないように万全を期すこと」、「生物テロの発生や災害等により病原体等が流出したケースを想定した緊急対応マニュアルを示し、保健所その他の関係機関が住民の健康を守るために迅速かつ的確な対応がとれるようその周知を図るとともに、実地訓練の実施を促進すること」、「感染症に関する研究を推進し、一類感染症等の国内発生や生物テロなどの緊急時に備えるため、周辺への安全配慮の下、P4施設を確保し、稼働させること」などとされている。

この点、附帯決議とは、国会の委員会が付託された本案に附帯して行う決議であり、本案とは別個に議決し、本会議に報告されても、本会議での議決の対象とはならず、委員会の意見や希望を表明する決議であって、そ

れ自体が法的拘束力を持つものではない（乙第35号証1138ページ）から、附帯決議の内容自体が直ちに法令の趣旨又は目的となるものではない。そして、具体的に見ても、前記2(3)のとおり、感染症法及び感染症法施行規則が、空気感染や飛沫感染によっては感染しない感染症に係るウイルスに限って特定一種病原体等として指定していること等に照らせば、上記附帯決議が、一種病原体等取扱施設から特定一種病原体等が漏出することによって同施設の周辺住民が直接的に当該特定一種病原体等に感染する危険性があることを前提とするものとは解されない。

したがって、上記附帯決議をもって、本件各指定処分の根拠規定が、一種病原体等取扱施設の周辺住民の生命、身体、安全等を個々人の個別的利益として保護する趣旨を含むものであると解することはできない。

第3 原告らの主張に対する反論

1 原告らの主張

原告らは、原告らが本件差止めの訴えの原告適格を有する根拠として、①特定一種病原体等が空気感染することを前提として、原告らに感染のおそれがあること（原告ら第3準備書面第2の6(2)①及び②・14ページ）、②原告らが本件施設で研究等に従事する者と生活圏を同じくすることから二次感染の危険があること（同③・14及び15ページ）、③本件施設の耐震強度は不十分であって、地震により特定一種病原体等が漏出する危険がある上、感染症法27条ないし29条は本件施設の周辺住民を保護の対象としていること（同④・15ページ）を主張する。

2 被告の反論

(1) 前記1①に対する反論

前記第2の2(3)のとおり、特定一種病原体等は、一種病原体等取扱施設において、液体の中に存在し、粉末状や霧状（エアロゾル）では存在しない

上、そもそも空気感染や飛沫感染をするものではないから、原告らの前記1①の主張は前提を誤っており、理由がない。

原告らは、長崎大学が将来空気感染するものを扱う可能性があるとか、本件施設の稼働条件として、空気感染するものを扱ってはならないという禁止条件が附帯されていないとか、空気感染しないと考えられていたものが空気感染の可能性を否定できないことが判明することもあるなどと指摘するが、特定一種病原体等所持者である長崎大学が取り扱うことのできる特定一種病原体等（感染症法施行令15条各号）は、いずれも、空気感染しないものであるから（前記第2の2(3)）、原告らのこれらの指摘は、いずれも何らの科学的根拠を伴わないものであり、理由がない。

(2) 前記1②に対する反論

原告らの主張は、要するに、本件施設で何らかの理由により特定一種病原体等に感染した者と原告らの生活圏内において接触することにより二次感染の危険性があるというものであるが、前記第2の2(3)ウのとおり、特定一種病原体等がヒトからヒトに感染するのは、感染者の血液等に接触した場合に限られるのであって、通常の生活における他人との関わり程度でヒトからヒトへ感染する性質のものではないから、原告らの主張は抽象的な危惧感を述べるものにすぎない。

また、原告らの主張を前提とすれば、本件施設で研究等に従事することによって特定一種病原体等を取り扱う者と接触する可能性がある者、すなわち本件施設で特定一種病原体等を取り扱う者が移動する範囲において同人と接触し得る全ての者について、直接的に特定一種病原体等に感染する危険性があり、本件各指定処分の根拠規定がこれらの者の生命、身体、安全等を個別的利益として保護しているということとなるが、特定一種病原体等を取り扱う者の移動範囲は単なる日常の生活圏にとどまらず、公用か私用かを問わず、用務先、旅行先等、広範にわたるのであって、原告らの上記主張を前提とし

た場合、特定一種病原体等を取り扱う者と接触し得るなどとして保護の対象となり得る者の範囲は際限なく広がりかねない。本件各指定処分の根拠規定が、感染症対策の強化を図り、広く国民の生命及び健康を守るという一般的公益の保護に加え、このような無制限ともいえる範囲の者の生命、身体等の安全を個々人の個別的利益として保護しているとは到底解されず、また、このように解すべき法令上の根拠も見当たらない。

したがって、原告らの前記1②の主張は理由がない。

(3) 前記1③に対する反論

ア 本件施設の耐震強度が不十分であるか否かについては、施設に係る本件指定処分の適法性に関わる問題であり、原告適格の有無とは関係がないから、本件施設の耐震強度が不十分であることを根拠に原告らの本件差止めの訴えの原告適格が肯定されるとする原告らの主張は失当である。

イ また、原告らが指摘する感染症法27条ないし29条は、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、物件に係る措置に関する規定であるところ、これらの規定は、原告らの本件差止めの訴えの原告適格を肯定する根拠となるものではない。

すなわち、感染症法27条及び28条は、感染症が発生し、まん延しようとしている場合の場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除に関する規定であり、また、感染症法29条は、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある物件の措置に関する規定である。これらの規定内容から明らかとなおり、感染症法27条ないし29条は、いずれも、本件各指定処分を構成する二つの処分、すなわち、本件施設について特定一種病原体等の所持施設として指定をする処分（施設に係る本件指定処分）及び長崎大学について特定一種病原体等所持者としての指定をする処分（所持者に係る本件指定処分）とはおよそ関係しない規定であるから、感染症法27条ないし29条の存在を根拠に、原告らの本件差止めの訴えの原告適格が肯

定されるところ原告らの主張は理由がない。

第4 結語

以上の次第で、原告らに本件差止めの訴えの原告適格が肯定される余地はないから、本件差止めの訴えは、いずれも不適法であって、速やかに却下されるべきである。

以 上